



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年3月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】 歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、拔歯対象病名のみで、拔歯手術と同日の機械的歯面清掃処置の算定を認める。	機械的歯面清掃処置は、歯科疾患に罹患している患者に対して1口腔単位で行うものであり、臨床上、拔歯手術が必要となる口腔内の状態等から、当該手術と同日に拔歯部位以外の歯に対して行う場合がある。 なお、拔歯部位以外の歯が残存していないことが明らかな場合を除く。	

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 歯科審査室歯科審査課(TEL:092-233-6963) (高野)